地域で暮らす高齢者の生活のお手伝いをしてみませんか?

生活支援サポーター養成講座を開催します

(ID:11153)

受講者を募集します

対象者 満18歳以上の町内在住者

※原則、受講後に生活支援サポーターとして 就労できる人。

日 程 9月25日(月) 10時~16時05分 9月26日(火) 10時~16時30分

場 所 役場2階大会議室

<タイムスケジュール>

9月25日(月)	
時間	内 容
10:00~10:05	開講式
10:05~11:00	東郷町の現状と地域包括ケアシステム
11:10~12:00	生活支援活動の心得
12:00~13:00	昼休憩
13:00~14:00	高齢者の権利を守る
14:10~15:00	援助の場面別対応方法
15:10~16:00	インフォーマルサービスについて
16:00~16:05	事務連絡

9月26日(火)	
時 間	内 容
10:00~11:00	高齢者の身体的特徴と対応
11:10~12:00	地域包括支援センターについて
12:00~13:00	昼休憩
13:00~16:00	介護業務に生かすコミュニケーションスキル
16:00~16:15	閉講式
16:15~16:30	訪問介護事業所説明

上記2日間のすべての講座を受講した人を 生活支援サポーターとして認定します。

生活支援サポーターってなに?

町が認定する介護保険サービス(基準緩和型訪問サービス)の担い手として、室内の掃除、洗濯、ゴミ出し、買い物、調理などの日常生活を支える生活支援を行います。(ただし、ホームヘルパーではないので身体の介助は行いません。)ホームヘルパーなどの経験や資格がなくても大丈夫です。

町内3か所にある訪問介護事業所のいずれかに所属し、勤務に応じて時給が支払われるパートタイムの仕事です。

(時給は事業所によって異なります。)





子どもが学校へ行っている間に仕事がしたい

生活支援サポーターの仕事を始めるまでの流れ

- 1 生活支援サポーター養成講座の受講修了
- 2 町内3か所(下記参照)にある事業所の いずれかに登録
 - ・東郷町シルバー人材センター
 - ・東郷町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
 - _・もみの木訪問介護事業所
- 3 登録した事業所での仕事開始